

# 答 申

## 第1 審査会の結論

鹿児島市議会議員（以下「実施機関」という。）が、令和4年7月13日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「鹿児島市議会議員にかかる、市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及びその他業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）について、かかる議員名並びに当該事業等名及び概要が記されている書面（但し重複不要）」について、不存在を理由に不開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、これを取り消し、改めて対象公文書を特定し、開示決定等をすべきである。

## 第2 請求対象文書及び決定の内容

### 1 請求のあった公文書の内容

鹿児島市議会議員にかかる、市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及びその他業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）について、かかる議員名並びに当該事業等名及び概要が記されている書面（但し重複不要）

### 2 決定の内容

対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

### 1 本件処分を取消すとの裁決を求める。

(1) 審査請求人は、令和4年7月13日付け公文書開示請求書により「鹿児島市議会議員にかかる、市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及びその他業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）について、かかる議員名並びに当該事業等名及び概要が記されている書面（但し重複不要）」について開示請求をした。

(2) その後、鹿児島市議会議員から審査請求に係る処分を受けたことを、令和4年8月3日に知った。

(3) 鹿児島市議会議員は、公文書の件名を「鹿児島市議会議員にかかる市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及び市民協働に関するその他の業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）について、かかる議員名並びに当該事業等名及び概要が記されている書面（但し重複不要）」としている。

(4) このことについて、審査請求人は、鹿児島市議会議員にかかる、市中或いは市井における市民協働に関する全ての「事業及びその他業務」（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）としているのに対し、鹿児島市議会議員は、①鹿児島市議会議員にかかる市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業②市民協働に関するその他の業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）としており、相違がある。

(5) そして、鹿児島市議会議員は、処分の理由を、鹿児島市情報公開条例第11条第2項に該当（当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。）として

いる。

(6) このことについて、前記のとおり、前提となる「公文書の件名」に誤りがあり、当該理由は無効ないし失当であると認められることから、本件処分は違法である。

(7) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

2 本件処分及び弁明書に記載された事項については、次のとおり、違法である。

(1) 鹿児島市議会議長は、審査請求人に対し令和4年7月22日付け鹿市議第557-2号「令和4年7月13日付け公文書開示請求書の補正について（依頼）」により、「2補正を求める内容」に「鹿児島市議会議員にかかる、市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及びその他の業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）」とありますが、「鹿児島市議会議員にかかる市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及び市民協働に関するその他の業務」に係る請求内容と解釈して手続を進めさせていただいてよろしいでしょうか、と補正を求めている。

このことに対して、審査請求人は、令和4年7月25日付け「令和4年7月13日付け公文書開示請求書の補正について（回答）」により、手続を進めて構わない旨回答している。

にもかかわらず、鹿児島市議会議長は、令和4年8月1日付け鹿市議第557-4号公文書不開示決定通知書により、「1 公文書の件名」に、鹿児島市議会議員にかかる市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及び市民協働に関するその他の業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）について、かかる議員名並びに当該事業等名及び概要が記されている書面（但し重複不要）としている。

以上の経緯について、鹿児島市議会議長は「公文書の件名の誤りにはあたらない」と弁明しているものの、両者を比較すると下線の有無について顕著な相違がみられることから、鹿児島市議会議長が下線の記載を怠った結果公文書の件名に誤りが生じたものと認められる。

(2) 鹿児島市議会議長は、鹿児島市議会事務局処務規定で規定している事務分掌に触れ、議員にかかる市民協働に関する事業・業務を行ったことはない旨述べている。

しかしながら、鹿児島市ホームページを確認すると、「協働によるまちづくりとは何ですか。」と題するページのなかで、「協働」について教示し、例として、

- ・市に対して市民が意見を述べ、又は提案を行うこと
- ・市民と市が共催でイベントを開催すること
- ・市民の活動の場を市が提供すること、などとしている。

このことについては、そもそも「市民協働」こそが議会の役割の第一義であると一般的に考えられるところ、そこで、当該事務分掌をみると、

政務調査課

(8) 議会の広報公聴に関すること

および

議事課

議事係

(3) 請願、陳情の取扱いに関すること

などとされている部分について、上記例示に該当していると思料される。

(3) よって、鹿児島市議会議長の弁明書に記載の理由は、失当であり、当該公文書不開示決定については、やはり、違法である。

#### 第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

令和4年7月13日付けで行われた本件開示請求は、「鹿児島市議会議員にかかる、市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及びその他の業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）について、かかる議員名並びに当該事業等名及び概要が記されている書面（但し重複不要）」の開示を求めるものであったが、「その他の業務」が示す内容について不明確な点があり、開示請求に係る公文書を特定することができなかったことから、条例第6条第2項の規定に基づき、該当する公文書の特定について、令和4年7月22日付けで補正を求めた。

そして、審査請求人から令和4年7月25日付けで回答があり、公文書の件名については「鹿児島市議会議員にかかる、市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及びその他の業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）」は、「鹿児島市議会議員にかかる市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及び市民協働に関するその他の業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）」に係る請求内容と解釈して手続を進めて構わないと回答があったことから、開示請求に係る公文書の件名を「鹿児島市議会議員にかかる市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及び市民協働に関するその他の業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）について、かかる議員名並びに当該事業等名及び概要が記されている書面（但し重複不要）」に補正し、公文書の特定を行った。

以上を踏まえ、令和4年8月1日付け公文書不開示決定通知書には、審査請求人からの令和4年7月25日付け回答に基づいた公文書の件名「鹿児島市議会議員にかかる市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及び市民協働に関するその他の業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）について、かかる議員名並びに当該事業等名及び概要が記されている書面（但し重複不要）」を記載しており、審査請求人が審査請求の理由としている公文書の件名の誤りにはあたらない。

なお、本件開示請求に係る公文書については、鹿児島市議会事務局処務規程で規定している事務分掌に、議員にかかる市民協働に関する事業及び議員にかかる市民協働に関する業務についての定めがなく、当該事業・業務を行ったことはないこと及び本件処分を行うに当たり、議会が保有する公文書について確認を行ったが、本件対象公文書は存在しなかったことから、当該公文書を作成及び取得しておらず存在しないことを理由に不開示決定を行ったものである。

よって、本件処分は適法かつ妥当なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第5 審査会の判断等

##### 1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

## 2 審査会の判断

審査請求人は、本件処分に対し、対象公文書が存在する旨を主張し、本件処分の取消し及び文書の再特定を求めているため、対象公文書の特定のあり方及び本件処分の妥当性について以下検討する。

条例第6条第1項において、開示請求は開示請求をする者の氏名、住所等（第1号）及び開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項（第2号）を記載した開示請求書を実施機関に提出して行わなければならない旨を定めている。条例において、公文書を特定するに足りる事項を開示請求書の記載すべき必要事項として定めた趣旨は、実施機関において対象となる公文書を特定した上で、当該文書について公開しないこととする部分の有無を調査し、判断することを可能とするためのものである。

また、条例第6条第2項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない旨を定めているが、「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載に不備があり開示請求に係る公文書を特定することができない場合等をいうものである。

本件開示請求は、「鹿児島市議会議員にかかる、市中或いは市井における市民協働に関する全ての事業及びその他業務（平成26年度から令和4年度までの実施事業等）」について、かかる議員名並びに当該事業等名及び概要が記されている書面（但し重複不要）の開示を求めるものであるが、実施機関が、「その他の業務」が示す内容について不明確な点があり開示請求に係る公文書を特定できないとして、令和4年7月22日付けで補正依頼を行い、本件開示請求の件名中「その他業務」を「市民協働に関するその他の業務」と補正する案を開示請求者に示し、それに同意する形で補正がなされ、本件処分を行ったことに形式上の不備は見受けられなかった。

しかし、その後の審査請求人の反論書において、市ホームページ記載の「協働によるまちづくり」の定義を引用し、議会の広報広聴に関する文書及び請願、陳情に関する文書が「市民協働」の対象公文書に該当する旨主張したこと、「市民協働」という文言により示される概念は必ずしも明確ではなく、当該文言と実施機関が保有する公文書との関連性の程度には種々のものが想定されることから、「市民協働」の趣旨は公文書の特定に必要な要素となり、結果として、補正後の請求件名では、文書の不特定という形式上の不備が生じることとなった。

開示請求においては、実施機関が開示請求者の意図の把握に向けた努力を行うことは当然のことであるが、同時に、開示請求者も、自らの請求の意図、趣旨、求める情報の内容等を正確に伝える努力を行うことが期待され、請求の意図の把握については、一般に、実施機関と開示請求者の双方にその責務があると考えられる。

審査請求人は、反論書において、議会の広報広聴に関する文書及び請願、陳情に関する文書が対象公文書に該当する旨主張するが、当該文書の開示を求めるのであれば、本件開示請求に係る開示請求書又は補正回答書に端的にその旨記載すべきであった。

以上のとおり、「市民協働」の趣旨が明確でなく、その範囲について双方の主張が食い違う状況にあっては、審査会としてその適否を判断することはできず、実施機関と審査請

求人双方の認識に相違があり、文書の不特定という形式上の不備が認められる状況で、対象公文書の不存在を理由に行った公文書不開示決定については、妥当であるとはいえない。

したがって、実施機関は、本件処分を取り消し、審査請求人に対し本件開示請求の趣旨に沿う公文書を特定するために必要な情報を提供し、開示請求に係る公文書の件名又は内容についての補正を求めた上で、改めて対象公文書を特定し、開示決定等をすべきであると判断する。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々の主張を行っているが、これらはいずれも、上記審査会の判断に影響を与えるものではない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年11月29日	実施機関からの諮問を受けた。
令和5年1月30日 (第4回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年3月24日 (第5回審査会)	答申案の審議を行った。